

【日 時】平成16年6月29日(火) 午後3時～午後4時30分

【場 所】キャンパスプラザ京都 第1会議室

【出席委員】高月部会長, 小栗栖代理(大橋委員), 郡島委員, 新川委員, 原委員, 細木委員, 龍代理(三輪委員), 宮崎代理(山根委員)

## 1 開会

事務局から部会委員紹介。

高月部会長からあいさつ。

(高月部会長)

5月25日の審議会で京都市から, 手数料の問題, 指定袋の問題という2つの大きなことについて諮問を受けた。この部会はそのうち手数料の問題について議論していくことになるが, 大きな流れとしては次の2つに分けられる。

まず, 京都市は4年に1度手数料改定を行っているが来年度がその時期に当たるため, その改定内容をどのようなものにするかという短期的な方向性について議論する。その後, 許可業者の搬入手数料のあり方も含めて, 将来的な手数料体系はどうあるべきかという長期的な方向性についての議論に入っていきたい。

以上, 短期的方向性・長期的方向性のとりまとめに向け, お力添えをよろしくお願ひしたい。

京都市(飯田担当部長)からあいさつ。

## 2 議事

### (1) 諮問内容について

第33回審議会(平成16年5月25日開催)で京都市から審議会に対して行われた, 今後のごみ減量施策のあり方についての諮問の内容を説明。

(事務局)

「京のごみ戦略21」には24の重点施策を掲げているが, その多くは新年度からすでにスタートしている。しかし, 当面なお懸案事項として残っているものがあり, それがごみ処理手数料の問題と指定袋制である。

この2つに共通する3つのキーワードがある。1点目は「発生抑制」。ごみの減量そのものをどのように進めていくのかということである。2点目は「適切な再資源化」。何でもかんでもリサイクルするのではなく, 技術革新の動向も踏まえた適切なリサイクルを推進していくということである。3点目が「費用負担のあり方」である。

今後, 「京のごみ戦略21」に基づき, 京都市において循環型社会を構築していくということになるが, 避けて通れないのが, 「適正処理」も含めてこれらの事業

を進めていくうえでの費用負担の問題である。

「もの」は、製造 消費 市民・事業者による排出 クリーンセンターへの収集運搬 最終処分という流れになっている。最近、拡大生産者責任等で費用負担のあり方が模索されている部分もあるが、現在のごみ処理費用は京都市の場合約 260 億円である。従来のごみ処理の流れだけでは、循環型社会構築を目指す中では十分ではない状況であり、施策をよりステップアップさせていくためには様々なごみ処理の見直し等が必要になってくると考えている。

そういう問題意識も踏まえて、我々行政も含め、それぞれの段階ごとの原価がどうなっているかを明らかにしながら、最終的にはクリーンセンター及び埋立処分地の手数料のあり方を議論したいと考えている。以上が今回の諮問の趣旨である。

部会長からもお話のあったとおり、当面は 4 年に 1 回の手数料改定について、前回決めたルールの総括も含めて議論させていただき、将来的には、特にごみを出す排出事業者の費用負担とそのごみを収集運搬する許可業者の手数料の問題も含め、事業系全般のごみ手数料の問題についての議論をお願いしたい。

それぞれ立場によって利害が相反する部分もあるし、行政自身も今の 260 億円というごみ処理費用が適正かどうか自己点検を行うことが必要だが、我々も可能な限り情報を公開するので、また少人数でもあるので忌憚のない議論をお願いしたい。

## (2) 京都市のごみ処理の現状と課題

事務局から、次の 2 点について説明。

ごみ量、ごみ質等の状況

クリーンセンター等へのごみ搬入手数料等の現状と課題

(高月会長)

具体的な議論は今後行っていくこととし、本日は事務局からの説明も踏まえての全般的な御審議をお願いしたい。

(原委員)

事業系ごみが家庭ごみ収集に混ぜて出されるケースがあると思うが、そうしたケースの実態はどのようなものか。

許可業者が収集する段階、クリーンセンターに搬入された段階それぞれで、事業系ごみの分別はどのようになっているのか。

手数料算定のプロセス(原価計算や最終的な政策判断など)は、どのようなものになっているのか。

事業系ごみ減量につながる料金システムをきちんと考えていかなければならないと思うが、他都市での事例なども含めて、どのようなシステムを採り得るかを示してもらえれば議論がしやすくなると思う。

排出事業者への指導は具体的にどのように行われているのか。

(細木委員)

資料7ページにある業者収集ごみの料金納入方法は、具体的にはどのように行っているのか。

排出事業者のごみ減量への意識に関して、大企業は熱心に取り組んでいるところが多いが、中小企業はまだだと感じる。そのような事業者に啓発を徹底し、まずごみに関心を持ってもらうことが重要。

(事務局)

原委員の質問について、

実態としてどれくらいの量があるのかは把握できていない。

基本的には、業者収集ごみはクリーンセンターのピットに直接投入してもらうことが収集運搬業者に対する許可条件になっており、収集したごみを分別してクリーンセンター以外の場所へ運搬するといったことは認められていないため、分別は行われていない。

ただし、排出者の段階で分別された場合、缶やびん、ぼろ、古紙などの資源物については「専ら物」(専ら再生利用の目的となる一般廃棄物)として許可なく収集運搬が行える。別途配車が必要になるなどの問題はありますが、そのようにごみと資源の分別が行われているケースもある。

次回以降に詳しく示したいと考えている。

(説明を行った)神戸市の手数料体系もひとつのあり方であると思うし、また本市の累進制もそうである。この累進制については、今回この部会できちんと検証していただきたい。そのうえで、累進制を続けるか否か、又は新たな要素を付加していくかなどについても検討していただきたい。

(廃棄物指導課)

原委員の質問について、

床面積3,000㎡以上又は大店法対象の大規模事業所には、ごみ排出量の実績について報告を受けているが、それに対してどの程度指導ができるかは、行政としてどれだけ指導体制が組めるかなどの問題が絡んでくる。

また、実績報告の中では一定リサイクルが進んでいるとされているが、検証はなかなかできていない。

また、細木委員の質問について、

クリーンセンターへ搬入するたびごとに手数料を徴収するのが本来であるが事務の合理化のため車両に取り付けられたバーコードで業者を判別し、各業者のごみ搬入量を把握したうえで、月ごと概算払い・年度末に搬入実績に応じて精算という形をとっている。

中小企業への指導は、現状ではできていない。

(新川委員)

ごみ量、ごみ質等の状況に関する事務局の説明は、リサイクルが進んでいない

から事業系ごみが増えているという論調に聞こえたが、許可業者も一生懸命取り組んでいる。事業系ごみが増えているのは、景気が上向きになってきたことによる部分もあるのではないかと捉えている。

また、許可業者の組合でも、様々な取組を考えたり勉強会を開いたりしていかなければならないと考えている。

ごみ処理手数料の他都市比較が示されていたが、都市の規模や人口などの背景がそれぞれ異なるのだから、他都市の状況に左右されるのではなく、京都は京都独自の手数料体系を構築すべき。

手数料体系の見直しは我々にとって死活問題なので、これから、組合よりもっと下部（個々の許可業者）の意見を吸い上げたくて部会に臨みたいと思っている。

来年度の手数料見直しの予定時期が前回と同じく7月となっているが、一般の会社や事業所ではその時期には予算を組み終わっており、いくら値上げの話を持って行ってもそれを理由に拒否され、結局許可業者側が翌年度まで旧料金で我慢しなければならないという事態になっている。スケジュールを組むに当たってはそうした点も考慮してほしい。

（宮崎代理）

事業系ごみに家庭系ごみが混入しているというケースもある。以前、ある商店街で、そこのごみを収集している許可業者が独自に袋を作って商店主に配布し、その袋以外で出された（＝商店街の外から持って来られた）ごみの混入を調べたところ、混入率は約3割であった。

組合でのリサイクルの取組としては、発泡スチロールの処理施設の計画を行っている。市民の理解がなかなか得られていない状況にあるが、これから頑張っていきたい。

（龍代理）

再資源化できるものも、ごみと混合された場合には業者収集ごみとしてクリーンセンターに運ばれている。そうした制度上の問題を何とか改善できないものかと思う。

（郡島委員）

京都市から「ごみ減量に資するような手数料システムを考えていかなければならない」という説明があったが、業者収集ごみのごみ質からすると、減らしていくべきものは割合の大半を占める紙・プラスチック・厨芥類である。ここで、紙とプラスチックを減らすと、焼却のカロリーを減らすことになるので、焼却炉内のカロリーが不足して重油を投入せざるを得なくなるなど、かえってコストがかかってくる可能性がある。従って、手数料のあり方は全体の中で考えていかなければならない。むやみやたらにごみを減らせばいいという形では、手数料は決められないのではないかと。クリーンセンターの効率的運営や、こういったものを

みの中から分けていけばシステムとしてうまく動くのかという点も考慮しながら検討すべき。

(高月部会長)

そろそろ時間が迫ってきたが、他に意見や質問のある方は。

なお、原価計算のプロセスや累進制の評価は、次回詳細に見ていくことになると思うので、それまで待っていただきたい。

…

座長から質問するのも何だが、持込ごみ量のうち多量搬入者によるごみ搬入量が占める割合はどれくらいか。すぐ出ないのであれば次回でも結構だが。

(事務局)

次回にお示しするという事にさせていただきたい。

(廃棄物指導課)

今後の議論の参考になればと思い、何点かお話をさせていただく。

まず、許可業者サイドで事業系ごみの分別ができない旨の説明が事務局からあったかと思うが、それに関連して、廃掃法上の一般廃棄物と産業廃棄物の区分について説明する。

例えばプラスチックは、家庭からも事業所からも排出されるが、家庭から出る廃棄物については、すべからず何が出ても一般廃棄物であるため、プラスチックも一般廃棄物である。それに対し、事業所から出たプラスチックは産業廃棄物になる。このように、事業系ごみを選別すると一般廃棄物と産業廃棄物とに別れ、産業廃棄物については別途許可が必要になるなど別の要素がリンクしてくる。

2点目に、業者収集ごみはここ10年で確かに増加傾向にあるが、ひとつの特徴としてマンションごみの増加が挙げられる。これには、マンション経営者や管理者が、入居者に対するサービスの一環(毎日排出が可能など)として許可業者に委託するというケースが増えているという背景がある。直近26万数千トンのうち1割がマンションごみであるという調査結果が出ている。

3点目に、大規模事業所でのごみの発生量は、実績報告によればおよそ11万2千トン。そのうち再生利用される量が約3万9千トンなので、廃棄量としては7万2千トンあまりである。従って、業者収集ごみ26万数千トンのうち7万2千トンほどが、大規模事業所からのごみ量ということになる。

分別されたごみが最終的にどうなっているかということについては、ビルの管理者なりオーナーなりがどこまでお金を出すかどうかということにも絡んでくると思うので、そこも含めてこの部会で議論していただければありがたい。

(高月部会長)

行政側からもいろいろ説明があったが、まだ実態が分からない部分があるということであり、その把握も含めて、今後、手数料の問題をどういう形で整理して

いけばよいかを議論していければと思う。

今までは、何となく分からない部分を分からないまま、エイヤアと思いつりで決めていたところもあるが、そうした部分もできるだけ明らかにしていこうというのがこの部会の役目でもあるので、可能な範囲で情報を開示していただいて、議論の俎上に乗せていただければありがたいと思う。

行政側も御苦労はあると思うが、そのあたりの精査をよろしくお願いしたい。

また、許可業者の方にも、忌憚のない意見をお願いするとともに、ここに出て来ておられる方だけではなく、組合の中で意見を吸い上げていただく努力をお願いしたい。

おそらく今後の議論で、排出事業者への負担転嫁をどのように進めていくかが大きなポイントになってくるかと思うので、そうした情報も把握していただきたいと思う。

今回は、実態がこんなところにあるという概略の説明だったので、次回からは本格的に原価の問題も含めて議論に入りたい。

### (3) 当面の議論の進め方と今後のスケジュール

#### (事務局)

今日は第1回であるので、基本的な状況を説明させていただいた。

次回以降について、当面3回部会を開催したいと考えている。次回7月30日は前回改定の評価を行っていただき、8月下旬の部会では処理原価の考え方を示し、それを踏まえて17年度改定の試算と減量効果予測についての検討をお願いしたい。それを受けて、9月下旬に部会として短期的方向性をまとめていただきたい。10月下旬に審議会本会に中間報告を行いたいと思っている。

以上申し上げたように、当面は4年に1回の改定をどうしていくかということも議論し、一度10月に審議を区切りたい。それ以後に、全体の料金体系のあり方について検討することとしたい。

行政としてもできるだけ透明性に留意しながら資料を出し、言うべきことは言っていきたい。何と言っても事業系ごみの7割は許可業者が集めており、大変大きな社会的役割を担ってもらっている。従って、手数料を単に上げて許可業者がその値上げ分をかぶるというのではなく、実際にごみを出している排出事業者にしっかり負担を転嫁できるような仕組みをつくっていく必要があると思っている。

今日は環境局として出てきているが、このほか業界対応を行っている部署もあり、そことの連携も行っていきたい。

いずれにしても、特定の業界に負担が偏らないような公平なシステムづくりに向けた議論にしていいただければありがたい。

#### (高月部会長)

7月1日条例施行では対応が難しいという話もあったが、その辺りも工夫していきたい。手数料が上がりそうだというのであれば、事前に排出事業者へその旨を指導してもらおうということもあり得るかと思うので、そのあたりもこの中で議

論させてもらえればと思う。

次回以降の部会を次のとおり開催することとした。

第2回部会：7月30日（金）午後3時～ キャンパスプラザ京都 第1会議室

第3回部会：8月24日（火）時間・場所未定